

セーフティネット保証制度（新型コロナウイルス）のご案内

制度名	沖縄県融資制度 「中小企業セーフティネット資金」 融資対象4	沖縄県融資制度 「中小企業セーフティネット資金」 融資対象5	経営安定関連保証4号 (セーフティネット保証)	経営安定関連保証5号 (セーフティネット保証)
融資対象者	県内において同一事業の事業歴が1年以上で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等 ※豚熱(CSF)及び、首里城火災で影響を受けた事業者も本制度に該当します。	県内において同一事業の事業歴が1年以上で、中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティネット保証3号、4号、5号又は7号の適用につき市町村長から認定を受けたもの	(イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ) 災害の発生に起因して、その事業に係る当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	① 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少 ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可 例) 2月の売上高+3、4月の売上高見込み ② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
資金使途	運転資金のみ	運転資金、設備資金(7号は運転資金のみ)	運転資金(既存保証付融資の借換含む) ※4号の借換は、既存保証付が100%保証のものに限ります。 設備資金	
融資限度額	一般保証枠内で「中小企業セーフティネット資金」融資対象1～6の残高と合わせて3,000万円以内	一般保証とは別枠で「中小企業セーフティネット資金」融資対象1～6の残高と合わせて3,000万円以内	一般保証とは別枠 (有担保)2億円以内 (無担保)8,000万円以内	
融資期間	7年(据置1年)	運転資金7年以内(据置1年) 設備資金10年以内(据置1年)	運転資金7年以内(据置6か月) ※借換を含む場合は10年以内(据置1年) 設備資金10年以内(据置1年)	
融資利率	0.90%	1.60% (4号のみ0.80%)	金融機関所定利率	
保証利率	0.00%	0.55% (4号のみ0.00%)	0.85%	0.75%
責任共有	対象	対象外 ※5号のみ対象	対象外	対象
融資申込の方法	市町村長若しくは商工会議所会頭(商工会会長)から「中小企業セーフティネット資金(災害等被害対応貸付)融資対象認定書」を取得後、直接金融機関へ申込	売上高等の減少について市区町村長の「認定申請書(中小企業信用保険法第2条第5項の3号、4号、5号、7号のいずれか)」を取得し、直接金融機関へ申込	売上高等の減少について市区町村長より「中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書」を取得し、直接金融機関へ申込 ※借換を含む場合には、所定の借換事業計画書の提出が必要となります。	売上高等の減少について市区町村長より「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書」を取得し、直接金融機関へ申込 ※借換を含む場合には、所定の借換事業計画書の提出が必要となります。

上記制度に係るお問い合わせについては、下記までご連絡ください。

沖縄県信用保証協会 業務部 保証第一課・保証第二課

TEL 098-863-5300 FAX 098-868-7320